

『宮崎県』の地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）

対象地域（令和5年4月1日現在）

同意雇用開発促進地域

雇用情勢が特に厳しい地域において、都道府県が地域雇用開発計画を策定したのに対し、厚生労働大臣が同意した地域。求人倍率等を勘案のうえ、一定期間ごとに見直しが行われます。

| 地域名 | 市町村名 | 対象期間 |
|------|------|------|
| 該当なし | — | — |

過疎等雇用改善地域

若年層・壮年層の流出の著しい地域及び離島地域であって厚生労働大臣が対象と定める地域。地域の状況を勘案のうえ、1年ごとに見直しが行われます。

（指定期間：令和6年3月31日まで）

| 郡名等 | 該当市町村名 |
|-------|-----------------|
| 延岡 | 延岡市（島野浦島の区域に限る） |
| 日南・串間 | 日南市、串間市 |

地域活性化雇用創造プロジェクト実施指定事業主

地域活性化雇用創造プロジェクト協議会（宮崎県 総合政策部 産業政策課 0985-26-7052）に対して、雇入れ計画承認申請書を提出し、承認を受けた事業主においては、県内全域が地域雇用開発助成金の対象地域となります。

（※労働局への地域雇用開発助成金の計画書申請以前に協議会でのプロジェクトの雇入れ計画承認を受ける必要があります）